

山形県地域ぐるみ農地管理支援事業実施要領

第1 目的

高齢化や若者等の都市部への流出等により、農村の人口減少が進行し、農業後継者が不足するなか、地域の若者、女性、退職した世代など多様な人材が関わり、農地・農業用施設を管理する人材を確保する仕組みをつくり、地域条件に応じた農地保全・管理作業の省力化を図る取組みを促進するため、山形県地域ぐるみ農地管理支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 本事業の交付対象事業

本事業の交付対象事業の事業内容、交付対象事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）、要件等は次のとおりとする。

1 農地・農業用施設管理機材導入支援

高齢化や若者の都市部への流出等による人口減少で農地管理を担う人材が不足していることから、農業者及び地域の若者、女性、退職した世代など多様な人材が参加した地域の話合いにより、農地保全・管理実行計画を作成し、集落や農業者団体等による農地管理機材の導入を支援する事業をいい、事業内容の詳細、事業実施主体及び要件は別紙1において定めるものとする。

第3 事業計画

第2の事業実施を希望する者は、事業計画書を作成するものとする。事業実施計画書の様式については、別紙1に定めるところによるものとする。

第4 補助金交付決定前の着手

- 1 交付対象事業の着手は、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）第6条の交付の決定に基づき行うものとするが、当該年度においてやむを得ない事情により補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を提出するものとする。
- 2 事業実施主体が補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届（別紙様式第1号）を提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 助成

県は、予算の範囲内において、第2の事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより助成するものとする。

第6 関係書類の提出

この要領に基づく書類の提出は、別に定めるものを除き、所管の総合支庁農村計画課に提出するものとする。

第7 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産部長が別に定める。

附則（令和5年4月3日付け農計第25号）
この要領は、令和5年4月3日から施行する。